

富田林市告示第 2 2 2 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり総合評価一般競争入札を実施する。

平成 30 年 12 月 10 日

富田林市長 多田 利喜

1 入札に付する事業の内容

(1) 事業名称

富田林市下水道管渠長寿命化 PFI 事業

(2) 事業概要

市は、2017 年に策定したストックマネジメント計画に基づき、金剛東処理分区及び加太五軒家処理分区における污水管渠本管の長寿命化を計画している。

本事業は、管渠本管の更生とともに宅内誤接続の解消を図るもので、PFI 手法を導入することにより、技術力や資金調達等の民間ノウハウや民間資金を活用することで、市の財政負担の軽減や負担の平準化を図りながら、老朽化対策と不明水対策を効果的に且つ迅速に実施し、将来的な経営状況の悪化に備え、管渠施設における改築需要の増加、及び技術職員の減少の対策とするものである。

(3) 事業者の業務内容

事業者が行う業務内容は以下のとおりであり具体的な内容については「業務要求水準書」を参照することとする。なお、事業者は本事業の実施を目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、本事業を実施することとする。

① 義務事業

本事業の管理及び調整を行うものであり、全体実施計画、単年度実施計画及び交付金申請補助資料等の作成・管理、工事施工に係る官公庁等への諸手続きを行うとともに、それらの内容について市と調整を図るとともに、業務全体の円滑な遂行を図るものである。

(ア) 污水管更生工事業務

改築対象の管渠の内、更生工法を適用する路線（スパン単位を基本とする。）について、自立管により更生する工事である。

(イ) ます及び取付け管調査・改修工事業務

事業対象地区のコンクリート製のます及び取付け管の状況について、取付け管調査用テレビカメラを使用して調査し、亀裂、接触障害等の異常が確認されたます及び取付け管の改修工事を実施するものである。

(ウ) マンホール調査並びに蓋取替工事業務

改築対象の管渠の内、更生工法を適用する路線（スパン単位を基本とする。）

について、マンホールの状況を調査するとともに、改築対象となるマンホール蓋を取り替える工事である。

(エ) 排水設備誤接続調査業務

事業対象地区全域の排水設備について、汚水・雨水系統が正しく接続されているかを調査するものである。

② 付帯事業

(ア) 排水設備誤接続解消業務

排水設備誤接続調査業務で発見された排水設備の誤接続解消促進及び解消工事を、事業者の独立採算事業として実施するものである。

(4) 事業期間

事業期間は、契約日の翌日から平成 36 年 3 月 31 日までを予定する。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

① 入札参加者は、単独の企業又は企業グループとする。

② 入札参加者を構成する企業のうち、SPC に出資を予定している者を「構成員」、SPC に出資はしないが SPC から業務を直接受託し又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。なお、構成員及び協力企業ともに、法人格を有しない個人事業者も可とする。

③ 入札参加者は、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が本事業に係る入札手続きを行うとともに事業実施の総括責任者となること。

④ 入札参加者は、参加申込時に、構成員及び協力企業の名称、役割分担等を明らかにすること。

⑤ 入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、市と SPC との事業契約締結後において、市が特別な事由があると認めた場合はこの限りでない。

⑥ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員となることができない。ただし、市と SPC との事業契約成立後において市が許可した場合は、事業者として選定されなかった入札参加者の構成員が落札者の協力企業になることができる。

⑦ 落札者の構成員は必ず SPC に出資することとする。

(2) 入札参加者の参加資格要件

共通の参加資格要件

入札時において、入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の要件をすべて満たさなければ無効とする。入札後に以下の要件を満たさなくなったときは、市はその者の入札行為を無効とし、又は契約の締結を行わず、若しくは解除することができるものとする。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- ② PFI 法第 9 条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 市の指名停止措置を受けていない者であること。
 - ④ 全ての構成員について国税又は地方税に未納の税額がない者。
 - ⑤ 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - (ア) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条又は改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条の規定による更生手続開始の申立て(更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
 - (イ) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立て(再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
 - (ウ) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法(大正 11 年法律第 71 号)第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立て
 - (エ) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 511 条の規定による特別清算開始の申立て
 - ⑥ 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者、または金銭債務について債権者から仮処分等の申し立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められる者でないこと。
 - ⑦ 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。
 - ⑧ 「富田林市契約からの暴力団排除措置要綱」(平成 23 年富田林市要綱第 85 号)第 3 条の規定による入札等排除措置を受けていない者であること。
 - ⑨ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこの者と資本関係若しくは人的関係にない者であること。なお、資本関係とは「親会社と子会社の関係にある場合」を指し、人的関係とは「一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合」を指す。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は次のとおりである。
 - (ア) 有限責任監査法人トーマツ
 - (イ) 中日本建設コンサルタント株式会社
- 義務事業に関する資格要件
- 構成員のすべてが市の入札参加資格業者であり、構成員のいずれかが富田林市入札参加資格登録の希望工事種別において「管更生工事」で登録していること。
- 付帯事業に関する資格要件
- 付帯事業に関わる構成員及び協力企業のいずれかが富田林市排水設備工事指定業者(富田林市下水道条例(昭和 42 年条例第 30 号)第 5 条の 2)であること。

3 参加資格確認基準日

資格の確認基準日は、参加申込書を市が受領した日とする。ただし、参加申込書の提出日(郵送等の場合は投函した日を含む)から事業契約の締結までの間に、入札参加者に資格要件を欠く事態が生じた場合にはその時点で失格とする。

4 入札参加の手続

(1) 参加資格確認書類の提出

入札参加者は、入札説明書に示す参加資格確認書類を提案書と共に提出すること。詳細は入札説明書を参照すること。

(2) 提案書の提出

入札参加者は、提案書を作成し、平成31年1月15日（火）から平成31年1月18日（金）の期間内に提出すること。提案書作成の詳細については入札説明書を参照すること。

5 提案審査の方法

審査は、市による資格審査と富田林市下水道管渠長寿命化PFI事業受託者選定委員会による提案審査により実施する。詳細については「事業者選定基準」を参照のこと。

6 保証金

入札のための保証金は免除する。

7 その他

入札に関する詳細は入札説明書を参照すること。